

レクバレーを巡る混乱への市教委のこれまでの対応について

2002年3月25日

レクバレーをみんなで楽しむ会

世話人代表 篠井幸夫

名古屋市女性レクバレー市連協会長会が2000年4月頃に口頭により決定して通達した「申し合わせ事項」に端を発したレクバレーを巡る混乱に対して「レクバレーをみんなで楽しむ会」は名古屋市教育委員会へ混乱の事実を報告し相談させていただき善処を要請して参りました。これまでの名古屋市教育委員会の対応はおおむね以下の3点でした。

1. 市教委も主催者のひとつになっている女性レクバレーの市大会・区大会への「出場停止」はできないことなので物申す。(これはかなり強い姿勢を示されたようです。女性レク連協市協会長会に出席され数時間かけて説得されたようです。女性レク連協はそれでもしぶしぶ「処分は不問」にするというものでした。)
2. 「申し合わせ事項」については「独立の団体の機関決定であるからタッチできない」。
3. なんらかの「棲み分け方法」を検討し調整したい。

「出場停止処分」はできないと強い姿勢で示され、「出場停止処分」は事実上白紙撤回されましたが、女性レク連協幹部はその後は「除名処分」を口にされるようになっていきます。そして実際2002年3月19日には昭和区で「除名処分」が通告されました。「要するに市大会・区大会には出場できないということ」と女性レク区連協会長が処分対象者へ話されているとのことですから、その実質的意味は「出場停止処分」です。「申し合わせ事項」が存在する限りはレクバレーを巡る混乱は收拾できないの明らかなです。

また、「独立の団体の機関決定であるからタッチできない」という見解は、社会教育法第12条(※)を根拠にされているのかも知れませんが、市教委が永年に渡り女性レク連協を支援してきた経緯を考えますと世論の納得が得られない見解だと思われまます(参考:「スポーツ振興とスポーツ団体の役割」)。

※「(国及び地方公共団体との関係)

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。」

「棲み分け方法」についてはその具体的内容が未だに示されていません。基本的には制限的内容になる可能性が高いものと思われまますので私たちは棲み分け論に反対です。主として成人が行う市民スポーツ・生涯スポーツの場の問題であり、スポーツ振興の主体が行政から市民に移行すべき時代的背景を考えましても、市民の主体的判断に任せるという方向がベストであると考えまます。

市教委はその責務を果たす時

「申し合わせ事項」が出現して以来、私たちも含め多くの関係者が問題を指摘しています。私たちも委員長に質問書を2001年6月末に出ささせていただきましたが未だ回答はありません。スポーツ振興の所管部局である市教委が何ら有効な手立てを講じないのは、自らの責務を放棄しているに等しいと言わざるを得ないと思います。この間にも、怯え縮こまった市民が発生し、また、せっかく覚えた生涯スポーツであるレクバレーから去っていく市民が出てきているのです。市教委は生涯スポーツ振興の責務をいまこそ果たすべきであると考えまます。

レクバレーをみんなで楽しむ会は、地域コミュニティ作りにも役立つ素晴らしいレクバレーを、楽しみ普及させたいという意志を持つ市民の全市的な集まりです。

お問合せ先： 電話 090-1749-1608、FAX 052-835-8257、EMail: yukicha@chan.ne.jp

ホームページ： <http://www2.starcat.ne.jp/~ikadai/recvolley/>

以 上